

第5次結城市総合計画実施計画策定及び行政評価シート

担当部署	部局名	都市建設部	
	課名	都市計画課	
	係名	計画係	
	記入者		電話(内線) 259

1. 事業の概要

(1) 事業種別 [新規又は継続]	継続	(2) 事務事業 の名称	都市計画マスタープラン改定事業	(3) 事業の 優先度	A
(4) 総合計画での位置づけ		(6) 事業主体		市	
① 事業の区分	主要事業	(7) 予算・ 財源等 の種別		事業の性質 一般事業費(ソフト事業)	
② 施策コード	21106 (総合計画掲載 ^ハ - ^ジ 66 ^ハ - ^ジ)	会計区分		一般会計	
基本目標(政策)	2 安全で住みやすさを実感できるまちづくり(都市・環境)	財源区分		市単独	
基本施策	1 計画的で魅力あるまちづくり(都市計画)	予算科目		款 8 項 3 目 1	
施策	計画的な市街地の形成	予算書上の 事業名称		都市計画総務事業費 (予算書 ^ハ - ^ジ に掲載)	
施策内容	適正な土地利用	(8) 事務分類		自治事務	
(5) 事業期間	開始 平成 27 年 10 月から 終了 平成 29 年 3 月まで (1.5 力年)	根拠法令		都市計画法第18条の2, 都市再生特別措置法	

2. 事業の目的及び内容

(1) 対象 (だれに対して・何に対して行うのか)	(3) めざす姿 (意図・どのような状態になるのか)
結城市全域の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針に即し, 都市計画に関する基本的な方針を定めた結城市都市計画マスタープラン(H15.3策定)を改定する。	結城市の目指す都市づくり及び都市経営を持続するための, コンパクトなまちづくり
(2) 手段 (事業内容・どのようなことを行うのか)	(4) 事業開始のきっかけや他市の状況など (※ 1-(8)事務分類が法定受託の場合は記入の必要なし)
○平成14年度に策定し12年が経過していることから, 社会・経済情勢の変化への対応や, 第5次総合計画後期基本計画など関連計画との整合を図るため見直しを行い, 結城市の将来のまちづくりの指針とする実効性のある計画を策定する。 ・H27.10 都市計画マスタープラン改定業務委託(2ヶ年) ○都市計画マスタープランでの目標でもあるコンパクトシティを促進していくために, 都市再生特別措置法(H26.8.1改正)による立地適正化計画を策定する。 ・策定年度未定	平成4年都市計画法改正により, 各自治体で都市計画マスタープラン策定が義務付けられ平成15年に策定したが, 社会・経済状況の変化に対応するため, また, 総合計画をはじめ庁内各部署の施策と整合を図るため, 一部改定する必要がある。
(5) 事業をとりまく環境の変化 (社会環境, 市民ニーズ等) や市民・議会の要望, 意見等とそれに対する対応	

3. 事業コスト

行政評価 実施計画	実績内容の評価	検討・改善	検討・改善内容を反映	
● 予算内訳	実績額 (千円)	当初予算額 (千円)	計画額・見込額 (千円)	
	26 年度	27 年度	28 年度 29 年度 30 年度	
(1) 事務事業費の コスト	事業内容			
事業費	委託料(都市マス変更委託)			
	委託料(立地適正化計画)			
	合計			
	財源	国庫支出金 (千円)		
		県支出金 (千円)		
地方債 (千円)				
その他特定財源 (千円)				
一般財源 (千円)				
合計 (千円)				
補助・起債制度名				

4. 指標の検証（活動指標・成果指標）

指標の名称		単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
(1) 活動指標（実施した事業の内容）							
指標名	市民意見交換会, 庁内検討会議	目標値	回		2	2	
		実績(見込)値			2		
	都市計画審議会, パブリックコメント	目標値	回			2	
		実績(見込)値					
(2) 成果指標（事業実施によるめざす姿の達成度）							
指標名	結城市都市計画マスタープラン改定	目標値	式			1	
		実績(見込)値				1	
		達成率		%	%		
	結城市立地適正化計画	目標値	式				
		実績(見込)値					
		達成率		%	%		

5. 事業評価

(1) 平成26年度の行政評価結果をうけて、平成26年度に取り組んだ改革改善点があれば記載してください。

(2) 項目別評価

評価項目・客観的評価				理由
必要性	事業の必要性	A	必要性は高い	少子高齢化の進展, 環境問題や防災に対する意識の高まりなど, 社会・経済情勢が大きく変化したことから必要である。
妥当性	実施主体の妥当性	A	妥当である	市が策定した計画を改定する。
	手段の妥当性	A	妥当である	法に基づき策定する計画であり妥当である。
効率性	コスト効率 人員効率	B	どちらとも言えない	今後実施していく策定業務であり効率性は判断できない。
公平性	受益者の偏り	A	偏りは見られない	結城市全域のまちづくり計画のため, 市民全体が受益者である。
有効性	成果の向上	B	どちらとも言えない	今後実施していく策定業務であり有効性は判断できない。
進捗度	事業の進捗	B	どちらとも言えない	今後実施していく策定業務であり進捗度は判断できない。

(3) 総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください。

結城市のまちづくりの指針となるため、他部局の事業及び関連計画と連携・整合を図り事業を進める必要がある。

(4) 対応策・提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか？

6. 事業の方向性判断

評価主体	27年度以降の事業の方向性	評価理由・根拠
(1) 記入者評価 記入者が評価を行う	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	注) 記入者は「5. 事業評価」を記載するため、この欄は未記入で結構です。
(2) 一次評価 担当課長が評価を行う	拡充 (人・モノ・カネ等の拡充)	都市計画マスタープラン改定は早急に実施する。(平成27年度9月補正予算計上) 立地適正化計画については、平成26年8月1日に施行された改正都市再生特別措置法で創設された計画であり、今後国・県からの作成要領等に基づくとともに、近隣市町村の策定状況等を踏まえ検討していく。
(3) 最終評価 企画調整会議において評価を行う		上記評価のとおり。 (1)事業種別を変更 新規→継続